

議案第14号

東京都板橋区長期基本計画審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区長期基本計画審議会条例の一部を改正する条例

東京都板橋区長期基本計画審議会条例（昭和48年板橋区条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都板橋区基本構想審議会条例

第1条中「長期基本計画に」を「基本構想（板橋区基本構想の議決に関する条例（平成27年板橋区条例第1号）の規定に基づき、議会の議決を経て定めるものをいう。以下同じ。）に」に、「東京都板橋区長期基本計画審議会」を「東京都板橋区基本構想審議会」に改める。

第2条中「長期基本計画の策定」を「基本構想の策定等」に、「調査審議する」を「調査審議し、答申する」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都板橋区長期基本計画審議会の名称、設置目的及び所掌事項を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。